

平成 25 年に塩素系溶剤を 500kg 以上製造・取り扱った場合の届出について  
(有害物ばく露作業報告)

昨年 12 月 28 日付の厚生労働省の通達で、塩素系溶剤を含む 17 物質が、平成 25 年の「有害物ばく露作業報告」対象物質に指定されました。

1. 報告対象物質  
クロロホルム、四塩化炭素、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン他 11 物質
2. 報告が必要な事業者  
下記報告対象期間において、報告対象物質毎に 500kg 以上製造または取り扱った事業者
3. 報告対象期間  
平成 25 年の 1 年間(平成 25 年 1 月 1 日～12 月 31 日)の作業について報告
4. 報告書提出時期  
平成 26 年 1 月 1 日～3 月 31 日
5. 報告書提出先  
事業場を管轄する労働基準監督署

なお、報告書の書き方及び報告書の様式は、厚生労働省のホームページから入手出来ます。

- 報告書の書き方:  
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anken/070409-1.html>
- 報告書の様式:  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/21.html>